

山口県報

平成24年
7月10日
(火曜日)

目 次

規則

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（男女共同参画課）……………一

県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例施行規則（生活衛生課）……………二

指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例施行規則（自然保護課）……………三

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（自然保護課）……………四

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則（医務保険課）……………四

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（労働政策課）……………七

道路標識の寸法を定める規則（道路整備課）……………八

道路の構造の技術的基準を定める規則（道路建設課）……………一

山口県流域下水道規則の一部を改正する規則（都市計画課）……………二四



婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十四号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定

めるものとする。

(設備)

第二条 条例第三条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第三条第四項の基準は、次のとおりとする。

一 相談室には、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

二 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 一室の定員は、原則として四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。

ハ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直接面して設けること。

二 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、入所者ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けている場合は、寝具を収納するための設備を設けることを要しない。

三 医務室には、入所者を診療するために必要な医薬品等を備えること。

四 食堂及び調理室には、食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室の清潔を保持するために必要な措置を講じること。

五 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(職員)

第三条 条例第四条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 入所者を指導する職員 一人以上

二 調理員 一人以上

(記録の整備)

第四条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(食事)

第五条 食事は、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない婦人保護施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第六条 婦人保護施設は、入所者に対し、毎年二回以上の定期的健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、必要な医薬品等を備え、適正に管理しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第七条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設を設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭の給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を備えること。

四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(自立支援)

第八条 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

2 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するための計画を作成しなければならない。

(関係機関との連携)

第九条 婦人保護施設は、婦人相談所等関係機関と密接に連携しなければならない。

附 則

(施行期日)
1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する婦人保護施設の建物については、第二条第二項第二号の規定は、適用しない。

県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十五号

県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例施行規則

県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例(平成二十四年山口県条例第五十号。以下「条例」という。)第七号の規定により条例第一号から第六号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 条例第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、条例第一号の卒業者にあつては六月以上、条例第二号の卒業者にあつては一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

二 条例第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目並びにこれらに相当する科目以外の科目を修めて卒業した後、条例第一号に規定する学校の卒業者については二年六月以上、条例第三号に規定する学校の卒業者については三年六月以上、条例第四号に規定する学校の卒業者については四年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 外国の学校において、条例第一号若しくは第二号に規定する課程及び科目又は条例第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 外国の学校において、条例第五号に規定する科目又は第二号に規定する科目に相当する科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。)であつて、六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

有するもの
六 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十六号

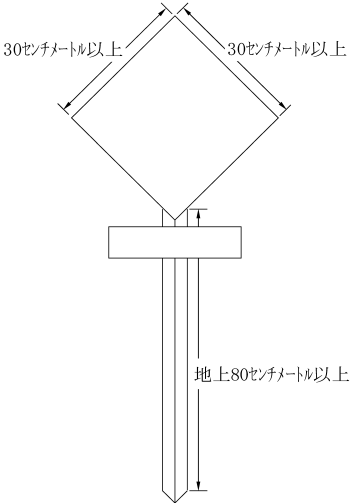
指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例施行規則

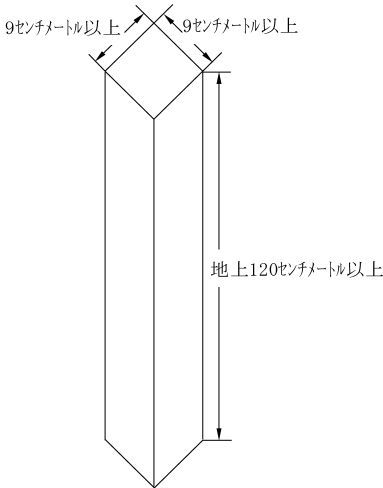
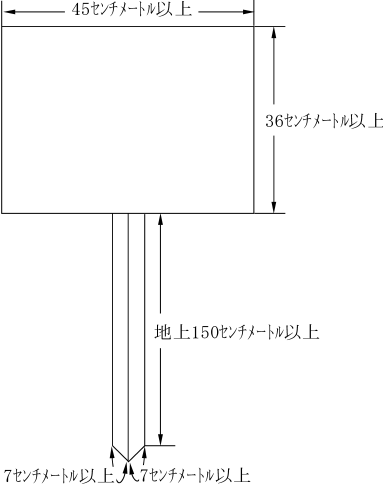
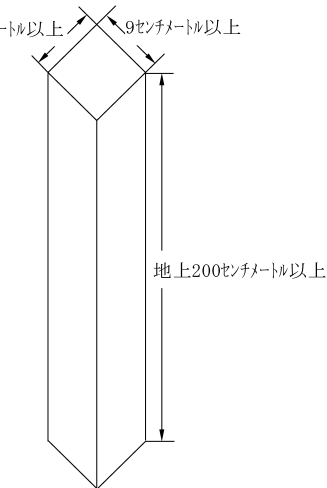
指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例（平成二十四年山口県条例第五十一号）の規定による標識の寸法は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

<p>指定猟法禁止区域</p>	<p>制札</p>	<p>標識を設置する区域</p> <p>区分</p> <p>寸</p> <p>法</p> 
-----------------	-----------	---

<p>休猟区</p>	<p>鳥獣保護区、特別保護地区又は特定猟具使用禁止区域</p>	<p>鳥獣保護区、特別保護地区又は特定猟具使用禁止区域</p>
<p>標柱</p> 	<p>制札</p> 	<p>標柱</p> 

備考	特別保護指定 区域	特定猟具使用 制限区域	
	制札	制札	制札

四

一 指定猟法禁止区域、休猟区又は特定猟具使用制限区域に設置する標識の制札は、立木竹等に固定させる場合にあつては、地上百五十センチメートル以上の場所で固定させること。

二 鳥獣保護区、特別保護地区又は特定猟具使用禁止区域に設置する標識の制札の支柱の太さの寸法は、木材と同程度以上の強度がある材質のものを使用する場合にあつては、この表に定める寸法によらないことができる。

三 制札の寸法は、既存工作物を利用して効果的に設置できる場合であつて、当該制札を容易に視認できるときは、この表に定める寸法によらないことができる。

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十七号

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山口県立自然公園条例施行規則（昭和三十五年山口県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び第四条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第五条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条第一項中「規定による」の下に「協議又は認可の」を、「記載した」の下に「協議書又は」を加える。

第六条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第七条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条第一項中「同意を得よつ」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「協議書又は」を加える。

第九条の見出し中「同意又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十八号

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十八号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(病床数に係る必要な補正等の基準)

第二条 条例第二条第一項の補正の基準は、次のとおりとする。

- 一 次のイからホまでに掲げる病院又は診療所の病床については、病床の種類ごとに既存の病床数又は申請に係る病床数に、当該病床の利用者のうちそれぞれ当該イからホまでに定める者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数(その数が五以下である場合は、零とする。)を乗じて得た数を既存の病床数又は申請に係る病床数として算定すること。

イ 国の開設する病院又は診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁又は防衛省が所管するもの 当該省庁の職員及びその家族以外の者

ロ 独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院又は診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたものみの診療を行うもの 当該業務上の災害を被つた労働者以外の者

ハ 特定の事務所又は事業所の従業者及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所 当該事務所又は事業所の従業者及びその家族以外の者

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院 入院患者以外の者

ホ 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第八十三号)第十三条第三号に規定する施設である病院又は診療所 入院患者以外の者

二 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療の終了後に入院するために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されているもの(以下「他の病床が確保されている放射線治療病室等の病床」という。)については、既存の病床数及び申請に係る病床数に算定しないこと。

三 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定すること。

四 ハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床数に算定しないこと。

五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)第十六条第一項の規定による指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床(同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。)については、既存の病床数に算定しないこと。

2 前項第一号の当該病床の利用者の数及び同号イからホまでに定める者の数並びに同項第二号に規定する他の病床が確保されている放射線治療病室等の病床の数は、申請があつた日前の直近の九月三十日における数によるものとする。この場合において、申請があつた日前の直近の九月三十日において業務が行われていなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

3 申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者の数及び同号イからホまでに定める者の数並びに同項第二号に規定する他の病床が確保されている放射線治療病室等の病床の数と見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず、申請に係る病院の機能及び性格、当該病院の申請に係る病床と種別を同じくする既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

第三条 条例第二条第二項の入所定員数の基準は、介護老人保健施設の入所定員数に五を乗じて得た数とする。

(専属薬剤師を置く病院又は診療所)

第四条 条例第三条の病院又は診療所は、全ての病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所とする。

(人員の基準)

第五条 条例第四条第一項各号に規定する従業者の員数は、次のとおりとする。

一 薬剤師の員数は、精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十で除して得た数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十で除して得た数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五で除して得た数とを加えて得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

二 看護師及び准看護師の員数は、療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三で除して得た数とを加えて得た数(その

数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に、外来患者の数が三十又は三十に満たない端数を増すことに一を加えて得た数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

三 看護補助者の員数は、療養病床に係る病室の入院患者の数が四又は四に満たない端数を増すことに一人とする。

四 診療放射線技師、事務員その他の従業者の員数は、病院の実情に応じた適当数とする。

五 栄養士の員数は、一人とする。

六 理学療法士及び作業療法士の員数は、病院の実情に応じた適当数とする。

2 条例第四条第二項に規定する従業者の員数は、次のとおりとする。

一 看護師及び准看護師の員数は、療養病床に係る病室の入院患者の数が四又は四に満たない端数を増すことに一人とする。

二 看護補助者の員数は、療養病床に係る病室の入院患者の数が四又は四に満たない端数を増すことに一人とする。

三 事務員その他の従業者の員数は、療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数とする。

3 第一項第一号から第三号まで及び前項各号の入院患者、第一項第一号及び第二号の外来患者並びに同項第一号の取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、病院若しくは診療所の開設又は休止した病院若しくは診療所の再開の場合は、推定数によるものとする。

(施設)

第六条 条例第五条第三項の要件は、次のとおりとする。

一 消毒施設及び洗濯施設は、蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員に被服、寝具等の消毒を行うことができるものとする。

二 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

三 食堂の床面積は、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上とすること。

四 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(病床数の補正等に関する経過措置)

2 介護老人保健施設(介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第二十四条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の六の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であつて介護保険法施行法第八条第一項の規定によりその開設者が介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設を含む。)については、当分の間、第二条第一項第三号及び第三条の規定は適用しない。

3 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)附則第十三条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。)については、当該転換を行った日から同日以後最初に医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十第一号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、前項の規定にかかわらず、第二条第一項第三号及び第三条中「入所定員数に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

(看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数に関する経過措置)

4 療養病床を有する病院であつて、平成二十四年四月一日において現に、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設(以下「特定介護療養型医療施設」という。)又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数(以下「看護師等の員数」という。)が第五条第一項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院(以下「特定病院」という。)であつて開設者が、同年六月三十日までに、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出たものについては、当該病院に置くべき看護師等の員数は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成三十年三月三十一日までの間は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 看護師及び准看護師の員数は、療養病床に係る病室の入院患者の数を六で除して得た数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三で除して得た数とを加えて得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げる。)に、外来患者の数が三十又は三十に満たない端数を増すことに一を加えて得た数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生

士とすることができる。

二 看護補助者の員数は、療養病床に係る病室の入院患者の数が六又は六に満たない端数を増すことに一人とする。

5 精神病床を有する病院（医療法施行規則第四十三条の二に規定するものを除く。）については、当分の間、第五条第一項第二号ただし書中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五で除して得た数（その数に満たない端数があるときは、これを切り上げる。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数（その数に満たない端数があるときは、これを切り上げる。）から減じて得た数を看護補助者」とする。

6 第五条第二項第一号及び第二号の規定にかかわらず、療養病床を有する診療所に置くべき看護師等の員数は、当分の間、療養病床に係る病室の入院患者の数が二又は二に満たない端数を増すことに一人とする。ただし、そのうちの一人については、看護師又は准看護師とする。

7 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年四月一日において現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第五条第二項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この項において「特定診療所」という。）であつて開設者が、同年六月三十日までに、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事等に届け出たものについては、当該診療所に置くべき看護師等の員数は、施行日から平成三十年三月三十一日までの間は、同項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 看護師及び准看護師の員数は、療養病床に係る病室の入院患者の数が六又は六に満たない端数を増すことに一人とする。

8 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年四月一日において現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が附則第六項に規定する数に満たない診療所（以下「特定診療所」という。）であつて開設者が、同年六月三十日までに、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出たものについては、当該診療所に置くべき看護師等の員数は、施行日から平成三十年三月三十一日までの間は、同項の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又は三に満たない端数を増すことに一人とする。ただし、そのうちの一人については、看護師又は准看護師とする。

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十九号

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発校規則（昭和四十四年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年山口県条例第三号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第十一条を第十三条とし、第四条から第十条までを二条ずつ繰り下げる。

第三条中「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）に定める」を「前二条に規定する」に改め、同条を第五条とする。

第二条の次に次の二条を加える。

（普通課程の訓練基準）

第三条 普通課程の普通職業訓練に係る条例第四条の基準は、次のとおりとする。

一 訓練の対象者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者又は職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

二 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練期間 一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。

四 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が千四百時間以上であること。

五 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

六 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

- 七 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に合わせた適切な数であること。
- 八 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十一条第一項（同法第二十六条の二において準用する場合を含む。）の技能照査をもって代えることができる。
- （短期課程の訓練基準）
- 第四条 短期課程の普通職業訓練に係る条例第四条の基準は、次のとおりとする。
 - 一 訓練の対象者 学校教育法に規定する中学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者又は職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
 - 二 教科 その科目が職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
 - 三 訓練期間 六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあつては、一年）以下の適切な期間であること。
 - 四 訓練時間 総訓練時間が十二時間以上であること。
 - 五 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
 - 六 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。
 - 七 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に合わせた適切な数であること。
 - 八 試験 訓練の終了時に行うこと。
- 附 則
- （施行期日）
- 1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の山口県立職業能力開発校規則第三条から第五条までの規定は、この規則の施行の日以後に入学する者について適用し、同日前に入学して現に在学中の者については、なお従前の例による。

道路標識の寸法を定める規則をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十号

道路標識の寸法を定める規則

道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第五十二号）第四条の道路標識の寸法は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

一 案内標識

<p>(60×180)</p>	<p>(一七の二-A)</p> <p>登坂車線</p>	<p>(90×80)</p>	<p>(一六の三)</p> <p>待避所</p>	<p>(200×320)</p>	<p>(一三二-B)</p> <p>方面及び出口</p>	<p>(150×450)</p>	<p>(一〇九)</p> <p>出口の予告</p>
<p>(20.5×30)</p>	<p>(一八の二-A)</p> <p>県道番号</p>	<p>(90×80)</p>	<p>(一六の四)</p> <p>非常駐車帯</p>	<p>(195×240)</p>	<p>(一三三-A)</p> <p>出口</p>	<p>(270×350)</p>	<p>(一一〇-A)</p> <p>方面及び出口の予告</p>
<p>(24×80)</p>	<p>(一八の二-B)</p> <p>県道番号</p>	<p>(80×80)</p>	<p>(一七-A)</p> <p>駐車場</p>	<p>(295×150)</p>	<p>(一三三-B)</p> <p>出口</p>	<p>(200×320)</p>	<p>(一一〇-B)</p> <p>方面及び出口の予告</p>
<p>(24×80)</p>	<p>(一八の二-C)</p> <p>県道番号</p>	<p>(90×80)</p>	<p>(一七-B)</p> <p>駐車場</p>	<p>(90×80)</p>	<p>(一六の二)</p> <p>非常電話</p>	<p>(270×350)</p>	<p>(一一一-A)</p> <p>方面及び出口</p>

<p>備考</p> <p>一 案内標識の種類及び番号については、それぞれ道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年総理府令・建設省令第三号。以下、「省令」という。)(別表第一の上欄及び中欄に掲げるとおりとする。</p> <p>二 図示されている寸法の単位は、センチメートルとする。</p> <p>三 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路(以下、「自動車専用道路」という。)(に設置する案内標識について、地名を表示する場合にあつては、当該地名の文字の数により、図示されている横の寸法を拡大し、又は縮小することができる。</p> <p>四 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示されている寸法の三倍まで拡大</p>	<p>(80×20)</p>	<p>(一九-C)</p> <p>道路の通称名</p>	<p>(40.5×58.7)</p>	<p>(一八の四-C)</p> <p>高さ限度緩和指定道路</p>	<p>(100×37.5)</p>	<p>(一八の三-A)</p> <p>総重量限度緩和指定道路</p>
	<p>(30×45)</p>	<p>(二〇-A)</p> <p>まわり道</p>	<p>(40.5×58.7)</p>	<p>(一八の四-D)</p> <p>高さ限度緩和指定道路</p>	<p>(100×37.5)</p>	<p>(一八の三-B)</p> <p>総重量限度緩和指定道路</p>
	<p>(80×24)</p>	<p>(一九-A)</p> <p>道路の通称名</p>	<p>(40.5×58.7)</p>	<p>(一九-A)</p> <p>道路の通称名</p>	<p>(40.5×58.7)</p>	<p>(一八の四-A)</p> <p>高さ限度緩和指定道路</p>
	<p>(80×24)</p>	<p>(一九-B)</p> <p>道路の通称名</p>	<p>(40.5×58.7)</p>	<p>(一九-B)</p> <p>道路の通称名</p>	<p>(40.5×58.7)</p>	<p>(一八の四-B)</p> <p>高さ限度緩和指定道路</p>

- 大することができる。
- 五 駐車場を表示する案内標識について、便所を表す記号を表示する場合にあつては、図示されている横の寸法の二・五倍まで拡大することができる。
- 六 自動車専用道路以外の道路に設置する駐車場、県道番号(一一八の二—Aに限る。)、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路(一一八の四—A及び一一八の四—Bに限る。)、及びまわり道を表示する案内標識について、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示されている寸法(五の規定により図示されている寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の寸法)の一・三倍、一・六倍又は二倍に拡大することができる。
- 七 自動車専用道路以外の道路に設置する登坂車線及び県道番号(一一八の二—Aを除く。)、及び道路の通称名を表示する案内標識について、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示されている寸法の一・五倍又は二倍に拡大することができる。
- 八 自動車専用道路以外の道路に設置する道路の通称名を表示する案内標識については、表示する文字の数により、図示されている横の寸法(一一九—C)にあつては、縦の寸法)を拡大することができる。
- 九 自動車専用道路以外の道路に設置する入口の方向、入口の予告、非常電話、待避所、非常駐車帯、駐車場、登坂車線、県道番号、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路(一一八の四—A及び一一八の四—Bに限る。)、道路の通称名及びまわり道を表示する案内標識以外の案内標識の文字の大きさについては、次の表の上欄に掲げる設計速度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その二分の一の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に拡大することができる。
- | 設計速度(単位 キロメートル毎時) | 文字の大きさ(単位 センチメートル) |
|-------------------|--------------------|
| 七〇以上 | 三〇 |
| 四〇、五〇又は六〇 | 二〇 |
| 三〇以下 | 一〇 |
- 十 方面及び距離、方面及び車線、方面及び方向、方面及び出口の予告、方面及び出口を表示する案内標識について、県旗の旗章、市町章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合にあつては、当該記号の大きさは、文字(漢字、平仮名及び片仮名)に限る。十一及び十三において同じ。)(の大きさの一・七倍以下とする。
- 十一 道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第三条第一項の規定により第二種に区分される自動車専用道路に設置する方面及び方向を表示する案内標識について、路線を表す記号を表示する場合にあつては、当該記号の大きさは、經由する路線を表す記号にあつては文字の大きさの一・六倍以下、方面の路線を表す記号にあつては文字

標識板の規格	十形道路交差点あり (二〇—A)	あり(又は左)方屈曲 (二〇—B)	信号機あり (二〇—C)
落石のおそれあり (二〇—D)	路面凹凸あり (二〇—E)	合流交通あり (二〇—F)	車線数減少 (二〇—G)

二 警戒標識

- の大きさの〇・九倍以下とする。
- 十二 駐車場を表示する案内標識について、便所を表す記号を表示する場合にあつては、当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の〇・七倍以下とする。
- 十三 緑の太さは、自動車専用道路以外の道路に設置する待避所及び駐車場を表示する案内標識にあつては九ミリメートル、県道番号(一一八の二—Aに限る。)、総重量限度緩和指定道路及び高さ限度緩和指定道路(一一八の四—A及び一一八の四—Bに限る。))を表示する案内標識にあつては十六ミリメートル、登坂車線を表示する案内標識にあつては十三ミリメートル、県道番号(一一八の二—Aを除く。))及び道路の通称名を表示する案内標識にあつては八ミリメートル、その他の案内標識にあつては文字の大きさの二十分の一以上を基準とする。
- 十四 縁線及び区分線の太さは、文字の大きさの二十分の一以上を基準とする。

幅員減少
(二二二)
二方向交通
(二二二)



備考

一 警戒標識の種類及び番号については、それぞれ省令別表第一の上欄及び中欄に掲げるとおりとする。

二 図示されている寸法の単位は、センチメートルとする。

三 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が六十キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合には図示されている寸法の二倍まで、設計速度が百キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合には図示されている寸法の二・五倍まで拡大することができる。

四 自動車専用道路以外の道路に設置する警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示されている寸法の一・三倍、一・六倍又は二倍に拡大することができる。

五 縁及び縁線の太さは、十二ミリメートルを基準とする。

三 案内標識又は警戒標識に附置される補助標識

標識板の規格



注意事項
(五一〇)



備考

一 補助標識の種類及び番号については、それぞれ省令別表第一の上欄及び中欄に掲げるとおりとする。

二 図示されている寸法の単位は、センチメートルとする。

三 補助標識は、その附置される案内標識又は警戒標識の標識板の拡大率又は縮小率と

同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

道路の構造の技術的基準を定める規則をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第六十一号

道路の構造の技術的基準を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第五十二号)第二条の規定に基づき、県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

(定義等)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- 二 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分(以下「**二**」をいう)をいう。
- 三 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分(以下「**三**」をいう)をいう。
- 四 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分(自転車道を除く)をいう。
- 五 車線 一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分(副道を除く)をいう。
- 六 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く)に付加して設けられる車線をいう。
- 七 登坂車線 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車線をいう。
- 八 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。
- 九 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。
- 十 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方の余裕を確保するために設けら

れる帯状の道路の部分という。

十一 副道 盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に並行して設けられる帯状の車道の部分という。

十二 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分という。

十三 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方の余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩の部分という。

十四 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道部分という。

十五 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車に降乗する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所等に設けられる島状の施設をいう。

十六 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分という。

十七 路上施設 道路の附属物（共同溝及び電線共同溝を除く。）で歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、路肩、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられるものをいう。

十八 都市部 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域をいう。

十九 地方部 都市部以外の地域をいう。

二十 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、同種の設計基準を用いるべき道路の一定の区間ごとに知事が定める自動車の日交通量をいう。

二十一 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。

二十二 視距 車線（車線を有しない道路にあつては、車道。以下この号において同じ。）の中心線上1・2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ17センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測つた長さをいう。

2 この規則における道路の区分については、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号。以下「政令」という。）第三条に定めるところによる。

（車線等）

第三条 車道（次に掲げる部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただ

し、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。

一 副道

二 停車帯

三 交差点

四 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分

五 乗合自動車停車所及び非常駐車帯

六 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間

七 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

2 計画交通量が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、二とする。

第三種		第四級		第三級		第二級		第一種		区 分	設計基準交通量（単位 一日につき台）
										平地部	一四、〇〇〇
										平地部	一四、〇〇〇
										山地部	一〇、〇〇〇
										平地部	一四、〇〇〇
										山地部	一三、〇〇〇
										山地部	九、〇〇〇
										平地部	九、〇〇〇
										平地部	九、〇〇〇
										平地部	八、〇〇〇
										平地部	八、〇〇〇
										山地部	六、〇〇〇
										平地部	六、〇〇〇

第二種		第一種				第二種		第三種		第四種		区 分
		第二級	第一級	平地部	山地部							
平地部		九、〇〇〇	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇	九、〇〇〇	二、〇〇〇	一車線当たりの設計基準交通量(単位 一日につき台)	

3 前項に規定する道路以外の道路(第一種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。)の車線の数は四以上(交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数)、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

第四種			備考 交差点の多い第四種の道路の設計基準交通量は、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じて得た値とする。
第三級	第二級	第一級	
九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	

第一種				区 分	
第四級		第三級		第二級	車線の幅員(単位 メートル)
小型道路	普通道路	小型道路	普通道路		
三	三・二五	三・二五	三・五	三・五	

4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えて得た値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じて得た値とすることができる。

第四種			第三種			備考 交差点の多い第四種の道路の一車線当たりの設計基準交通量は、この表の一車線当たりの設計基準交通量に〇・六を乗じて得た値とする。
第三級	第二級	第一級	第四種	第三級		
山地部	山地部	平地部	山地部	山地部	平地部	
一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇

5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十三条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、三メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第四条 第一種又は第二種の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が三以下である第一種の道路にあっては、地形の

第四種				第三種				第二種				
第二級及び第三級		第一級		第四級	第三級		第二級		第二級		第一級	
小型道路	普通道路	小型道路	普通道路		小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路
二・七五	三	二・七五	三・二五	二・七五	二・七五	三	二・七五	三・二五	三	三・二五	三・二五	三・五

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の上欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同欄の下段に掲げる値まで縮小することができる。

第四種	第三種			第二種		第一種			区分
	第三級	第二級	第一級	第四級	第三級	第二級	第一級	第二級	
									中央帯の幅員(単位:メートル)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	四・五
									二
									三
									二・二五
									一・七五
									一・二五
									一・五

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄の上段に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同欄の下段に掲げる値まで縮小することができる。

る。

第四種			第三種			第一種	第二種	第一種	第二種	第三種	第四種	区分
第三級	第二級	第一級	第四級	第三級	第二級							
	〇・二五			〇・二五		〇・五		〇・五	〇・七五			中央帯に設ける側帯の幅員(単位 メートル)
						〇・二五		〇・二五				

7 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

(副道)

第五条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第六条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合は、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄の上段に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同欄の下段に掲げる値まで縮小することができる。

第四種	第三種		第二種		第一種				区分
	第五級	第二級から第四級まで	小型道路	普通道路	第三級及び第四級		小型道路	普通道路	
		小型道路			普通道路	小型道路			
〇・五	〇・五	〇・五	〇・七五	—	—	—	—	—	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)
			〇・五				—	—	

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄の上段に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同欄の下段に掲げる値まで縮小することができる。

第四級		第二級及び第三級		区分
小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	
一・二五	二	一・二五	一・七五	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位:メートル)

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

第一種	第二種		区分
	小型道路	普通道路	
第一種	〇・七五	〇・七五	車道の右側に設ける路肩の幅員(単位:メートル)
第二種	〇・七五	一・二五	
第三種	〇・五	〇・五	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位:メートル)
第四種	〇・五	〇・五	

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩(第三項本文に規定する路肩を除く。)(又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩(同項本文に規定する路肩を除く。))の幅員は、第一種第二級の道路にあっては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあっては〇・七五メートルまで、第三種(第五級を除く。)(の普通道路にあっては〇・五メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第二項の表中「〇・七五」とあるのは、「〇・五」とし、同項ただし書の規定は適用しない。
 7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
 8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
 9 前項の側帯の幅員は、普通道路にあっては次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値と、小型道路にあっては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同欄の下段に掲げる値とすることができる。

第一種		第二種		区分
第三級	第四級	第一級	第二級	
〇・五	〇・二五	〇・五	〇・五	路肩に設ける側帯の幅員(単位:メートル)
〇・七五	〇・七五	〇・五	〇・五	

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
 11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の下欄又は第四項の表の下欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。
 (停車帯)
 第七条 第四種(第四級を除く。)(の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。
 2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

(自転車道)

第八条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。
(自転車歩行者道)

第九条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下、「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第十条 第四種(第四級を除く。)(の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。))、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)(の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。))又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各

側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。
(歩行者の滞留の用に供する部分)

第十一条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)
第十二条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)
第十三条 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 景勝地を通過する幹線道路の区間

二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間
 4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)
 第十四条 道路(副道を除く。)の設計速度は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄の上段に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄の下段に掲げる値とすることができる。

第四種				第三種				第二種		第一種			区 分	設計速度(単位 キロメートル毎時)
第四級	第三級	第二級	第一級	第五級	第四級	第三級	第二級	第二級	第一級	第四級	第三級	第二級		
四〇、三〇又は二〇	五〇、四〇又は三〇	六〇、五〇又は四〇	六〇	四〇、三〇又は二〇	五〇、四〇又は三〇	六〇、五〇又は四〇	六〇	六〇	八〇	六〇	八〇	一〇〇	八〇	
	二〇	三〇	五〇又は四〇		二〇	三〇	五〇又は四〇	五〇又は四〇	六〇	五〇	六〇			

2 副道の設計速度は、四十キロメートル毎時、三十キロメートル毎時又は二十キロメートル毎時とする。

(車道の屈曲部)

第十五条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑にするために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第三十三条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第十六条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、次の表の上欄に掲げる設計速度に応じ、それぞれ同表の下欄の上段に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同欄の下段に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	曲線半径(単位 メートル)
一〇〇	四六〇
八〇	二八〇
六〇	一五〇
五〇	一〇〇
四〇	六〇
三〇	三〇
二〇	一五

(曲線部の片勾配)

第十七条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、それぞれ同表の下欄に掲げる値(第三種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、六パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

る。

第 四 種	第一種、 第二種及 第三種		積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が 甚だしい地域	区 分 最大片勾配(単位 パーセント)
	その他の地域				
	その他の地域		その他の地域		
	その他の地域		その他の地域		
六	一〇	八	六		

(曲線部の車線等の拡幅)

第十八条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(緩和区間)

第十九条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、次の表の上欄に掲げる設計速度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合にあっては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇

(視距等)

第二十条 視距は、次の表の上欄に掲げる設計速度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	視距(単位 メートル)
一〇〇	一六〇
八〇	一一〇
六〇	七五
五〇	五五
四〇	四〇
三〇	三〇
二〇	二〇

2 車線の数が二である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が進退しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第二十一条 車道の縦断勾配は、次の表の上欄に掲げる区分及び同表の中欄に掲げる設計速度に応じ、それぞれ同表の下欄の上段に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の下段に掲げる値以下とすることができる。

区 分	設計速度(単位 キロメートル毎時)	縦断勾配(単位 パーセント)
	一〇〇	一六〇
	八〇	一一〇
	六〇	七五
	五〇	五五
	四〇	四〇
	三〇	三〇
	二〇	二〇

第 四 種	第一種、 第二種及 第三種																	
	普通道路						小型道路						普通道路					
	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇
九	八	七	六	五	二	一	一〇	九	八	七	四	九	八	七	六	五	四	三
一	一〇	九	八	七							六	二	一	一〇	九	八	七	六

設計速度(単位 キロメートル毎時)	六〇		八〇		一〇〇		設計速度(単位 キロメートル毎時)
	凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	凸形曲線	縦断曲線の曲線形
							縦断曲線の半径(単位 メートル)
	一、〇〇〇	一、四〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、五〇〇	

(登坂車線)
第二十二条 普通道路の縦断勾配が五パーセント(普通道路で設計速度が百キロメートル毎時以上であるものにあつては、三パーセント)を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。
2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。
(縦断曲線)
第二十三条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。
2 縦断曲線の半径は、次の表の上欄に掲げる設計速度及び同表の中欄に掲げる縦断曲線の曲線形に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が六十キロメートル毎時である第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。

小型道路				
二〇	三〇	四〇	五〇	六〇
二	一	一〇	九	八

(舗装)
第二十四条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び

設計速度(単位 キロメートル毎時)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)
二〇	二〇
三〇	二五
四〇	三五
五〇	四〇
六〇	五〇
八〇	七〇
一〇〇	八五

3 縦断曲線の長さは、次の表の上欄に掲げる設計速度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

二〇	三〇	四〇	五〇
凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	凸形曲線
一〇〇	一〇〇	二五〇	二五〇
		四五〇	四五〇
		七〇〇	七〇〇
		八〇〇	八〇〇

歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができる構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

3 第四種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(横断勾配)
第二十五条 車道、中央帯(分離帯を除く。)&及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、次の表の上欄に掲げる路面の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第二項に規定する基準に適合する舗装道	一・五以上二以下
その他	三以上五以下

2 歩道又は自転車道等には、二パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)
第二十六条 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。)は、次の表の上欄に掲げる設計速度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が三十キロメートル毎時又は二十キロメートル毎時の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	合成勾配(単位 パーセント)
一〇〇	一〇
八〇	一〇・五
六〇	
五〇	
四〇	一一・五
三〇	
二〇	

2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあつては、合成勾配は、八パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

第二十七条 道路には、排水のため必要がある場合には、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第二十八条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交差させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルまで、第四種の小型道路にあつては二・五メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては三メートル、小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第二十九条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合には、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとする。

4 連結路については、第三条から第六条まで、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条から第二十一条まで、第二十三条及び第二十六条並びに政令第十二条の規定は、適用しない。

(鉄道との平面交差)

第三十条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合には、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

一 交差角は、四十五度以上とすること。

二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

三 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、次の表の上欄に掲げる踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道の車両の最高速度 (単位 キロメートル毎時)	見通し区間の長さ(単位 メートル)
五〇未満	一一〇
五〇以上七〇未満	一六〇

七〇以上八〇未満	二〇〇
八〇以上九〇未満	二三〇
九〇以上一〇〇未満	二六〇
一〇〇以上一一〇未満	三〇〇
一一〇以上	三五〇

(待避所)

第三十一条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。

二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第三十二条 交通事故の防止を図る必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設、駒止め、道路標識、道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)(又は他の車両若しくは歩行者を確認するための鏡を設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第三十三条 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第三十四条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第三十五条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第三十六条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設、吹きだまり防止施設又は雪崩防止施設を設けるものとする。

2 前項に規定する場合のほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第三十七条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第三十八条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋等」という。)は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 橋等は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全な構造とするものとする。

(附帯工事等の特例)

第三十九条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第三条から第五条まで、第七条から第十三条まで、第十六条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条から第三十五条まで、第三十七条及び前条並びに政令第四条、第十二条及び第三十五条第二項から第四項までの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第四十条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町道とすることにより政令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第三条、第四条第一項、第四項及び第六項、第六条

第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第七条第一項、第九条第三項、第十条第一項、第二項及び第四項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十一条、第二十三条第二項、第二十四条第三項、第二十八条第三項、第三十一条並びに第三十三条並びに政令第三条第四項及び第五項、第四条並びに第十二条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。この場合において、同条中「三種第五級」とあるのは、「三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。

(小区間を改築する場合の特例)

第四十一条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第三条、第四条第四項から第六項まで、第五条、第七条、第八条第三項、第九条第二項及び第三項、第十条第三項及び第四項、第十三条第二項及び第三項、第十六条から第二十三条まで、第二十四条第三項並びに第二十六条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第三条、第四条第四項から第六項まで、第五条、第六条第二項、第七条、第八条第三項、第九条第二項及び第三項、第十条第三項及び第四項、第十三条第二項及び第三項、第二十条第一項、第二十二條第二項、第二十四条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十三條第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第四十二条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方の余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第三十九条第四項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及

び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第三条から第四十条まで及び前条第一項の規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第十一条を除く。)並びに政令第三条、第四条、第十二条及び第三十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第四十三条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第四十条第三項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第三条から第十条まで、第十二条から第四十条まで及び第四十一条第一項並びに政令第三条、第四条、第十二条及び第三十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県流域下水道規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第六十二号

山口県流域下水道規則の一部を改正する規則

山口県流域下水道規則(平成十七年山口県規則第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「流域下水道の」の下に、「構造の技術上の基準及び」を加える。

第五条を第九条とする。

第四条中「第四条第八項」を「第六条第八項」に改め、同条を第八条とする。

第三条第一項及び第二項中「第四条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条を第七條とする。

第二条中「第四条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第六条とする。

第一条の次に次の四條を加える。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第二条 条例第三条第一項第一号ハの規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設又は処理施設とする。

- 一 配水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- 二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
- イ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第六条に規定する基準に適合すること。

- ロ 大腸菌が検出されないこと。
- ハ 濁度が二度以下であること。

三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、排水施設又は処理施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

(耐震性能を確保するための措置)

第三条 条例第三条第一項第一号ホの規則で定める措置は、次項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第四号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

四 前三号に掲げるもののほか、排水施設又は処理施設に用いられる材料、周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 排水施設及び処理施設の耐震性能は、次のとおりとする。

一 レベル一地震動（施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

二 レベル二地震動（施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

(排水管内径等)

第四条 条例第三条第一項第一号ヘの規則で定める配水管の内径の数値は百ミリメートル（自然流下によらない配水管にあつては三十ミリメートル）、同号への規則で定める排水渠の断面積の数値は五千平方ミリメートルとする。

(終末処理場の維持管理)

第五条 条例第四条の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

二 沈砂池又は沈殿池の泥だめに砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

三 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

四 前三号に定めるもののほか、終末処理場の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

六 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように排ガスの処理、排液の水処理施設への送水、残さい物の飛散及び流出の防止その他必要な措置を講ずること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十四年七月十日印刷
発行

発行
行人所

山口県知事
山口市